

三重県社会福祉法人等指導監査実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項（法第144条により準用する場合を含む。）等の規定に基づき、社会福祉法人等（以下単に「法人」という。）が関係法令、通知に基づく法人運営及び事業経営が行われているかについて知事が指導監査を行い、その結果、必要な指導、助言を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものである。

(実施計画)

第2条 前条の目的を達成するため、国の指導監査実施要綱に基づくとともに、前年度までの監査結果等を勘案して、毎年度指導監査の実施計画を策定する。

2 実施計画には次の事項を定める。

- 一 指導監査の実施方針
- 二 指導監査の実施時期（日程）
- 三 指導監査の実施種別

(指導監査の対象及び区分)

第3条 指導監査は、別表に掲げる法人を対象として実施する。

2 指導監査は、法定受託事務である法人監査と、自治事務である施設監査（生活保護施設を除く）とに区分して実施する。

(監査種別)

第4条 指導監査は一般監査と特別監査とする。

一 一般監査のうち、法人指導監査については実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、一般監査を3箇年に1回とする。

ただし、社会情勢等により、実地による一般監査の実施が困難な時期の長期化が見込まれる場合に、国が特例的取扱いの実施期間を年度単位で定め、その旨の通知があったときは、実地によらず、書面とともにICT（情報通信技術）を活用したオンライン方式による監査（以下「オンライン監査」という。）により一般監査を行い得るものとする。

なお、当該手法により一般監査を行った場合は、その監査周期は2箇年に1回とする。

また、平時における一般監査においても、次に掲げる法人において、書面とともにオンライン監査の方法を一部取り入れ、これと実地による確認とを組み合わせを行うことができるものとする。

イ 法人本部の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。

ロ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や

報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

- 二 前号の規定にかかわらず、次に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、知事が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、それぞれ次に掲げる周期まで延長する。

イ 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回

ロ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回

ハ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「会計専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、会計専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4箇年に1回

- 三 新設法人の場合は、設立年度又は次年度の早期に指導監査を実施する。

- 四 一般監査のうち、法人指導監査については、さらに第一号イ及びロに関して問題が認められない法人のうち第二号に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、次のいずれかの事項に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると知事が判断するときにおいては、一般監査を4箇年に1回とする。

イ 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ、福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して知事が認めるものに限る。なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様とする。

ロ 地域社会に開かれた事業運営が行われている（福祉関係養成施設の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域交流が積極的に行われていること等）。

- ハ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。
- 五 一般監査のうち、集合指導監査は、概ね良好な法人運営及び事業運営がなされていると認められる法人について、実地による指導監査に代えて、一定の場所に集めて書面、帳簿等を持参させて行う。
- 六 一般監査のうち、施設指導監査については、実地による指導監査の方法によることを原則とし、以下の種別に従い行うものとする。
- なお、法人が運営する施設にあっては、可能な限り法人指導監査の実施に合わせるものとする。
- イ 生活保護施設については、原則、年ごとに1回指導監査を行うこととするが、前年度までにおける指導監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると知事が判断した場合においては、2箇年に1回とする。
- ロ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第38条の規定により、原則として、年ごとに1回以上、実地による監査を行う。ただし、当該児童福祉施設について、以下のいずれかに該当する場合には、例外的に実地によらず監査することができるものとする。
- (1) 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地監査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合(「その他やむを得ない事由」については、感染症が長期にわたって流行している状況とする。)
 - (2) 以下の事項を勘案して実地監査が必ずしも必要でないと認められる場合
 - ・前年度の実地監査の結果
 - ・その児童福祉施設を設置してからの年数(児童福祉施設を設置してから3年を経過していることを目安とする)
 - (3) 前年度の実地監査の実施状況(前年度の児童福祉施設に対する実地監査の実施率が5割以上であること)
- ハ 老人福祉施設については、原則、3箇年に1回指導監査を行う。
- ニ 障害者施設については、原則、2箇年に1回指導監査を行う。
- 七 特別監査
- イ 特別監査については実地に行うものとし、法人運営等に重大な問題を有する法人や施設運営において不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する施設を主な対象として随時実施するものとする。
- ロ 特別監査は、福祉監査課が主体となり、関係機関と調整のうえ実施する。
- ハ 特別監査の結果、明らかな問題点を発見したときは、理事長、施設長、その他職員等から聴き取りを行うとともに、原因を究明し、悪質と認められる場合には必要な措置を講じるものとする。また、法人に対しては、「社会福祉法人等適正化措置事務処理要領」により必要な措置を講じるものとする。
- 2 法人及び施設の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、前項の第一号から第四号までの取扱いによらず随時指導監査を実施するものとする。

(指導監査の実施)

第5条 指導監査の実施に当たっては、次のとおりとする。

一 事前準備

イ 特別な場合を除き法人等に対し、監査の期日、指導監査職員の人数、その他必要な事項を事前に通知する。

なお、知事が指導監査の実施について会計専門家及び社会保険労務士に委嘱し、その者が職員による指導監査に同行するときは、その旨をあわせて通知するものとする。

ロ 法人等から指導監査に必要な提出資料の提出を求めるほか、関係機関等に対し、必要な事項の照会又は調査を行う。

ハ 指導監査職員（会計専門家及び社会保険労務士を含む。以下同じ。）は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期するものとする。

二 指導監査に必要な資料は、あらかじめ整備を行わせることとし、提出資料等については、過重とならないよう配慮して必要なものに限定する。

二 実施

イ 指導監査は、提出資料に基づき実施する。

ロ 指導監査の結果、問題点を認めたときは、その発生原因の究明を行わなければならない。

(指導監査の立会い)

第6条 指導監査職員は、指導監査を実施するにあたって責任者及び監事（法人のみ）の出席又は立ち会いを求める。

(監査結果の講評)

第7条 指導監査職員は、指導監査終了後、対象法人等の責任者及び監事、関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言又は指示を行う。

(監査結果の通知)

第8条 指導監査の結果については、指導監査終了後原則として1か月以内に文書により通知する。

是正又は改善を要する事項については、文書による指示又は重要な事項については勧告を行い、期限を付して改善報告を求めるとともに、必要に応じて改善状況を確認するため確認指導監査を行う。

2 指導監査の結果については、関係機関にも送付しなければならない。

(指導監査職員の心得)

第9条 指導監査職員は、指導監査を行うにあたり、常に穏健かつ冷静な行動と指導援助的態度で接することにより、関係者の理解と協力が得られるように努めなければならない。

2 指導監査職員は、事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にす

るとともに、常に公正不偏の態度をもって臨まなければならない。

(指導監査結果)

第 10 条 毎年度終了後指導監査の結果をまとめ、三重県子ども・福祉部福祉監査課のホームページに掲載し公表する。

(他機関との連携)

第 11 条 法人運営と施設又は事業の運営は、相互に密接な関係を有することから、市が所管する法人の指導監査にあたっては、県・市が十分連携を取りながら指導監査を実施する。

(指導監査調整会議等)

第 12 条 この要綱に定める指導監査の円滑な実施及び関係機関との効果的な連携を図るとともに、法人評価の客観的公平性を確保するため、子ども・福祉部内に「指導監査調整会議」を置くとともに、県と市の連携を図るため「県市連絡会議」を設置する。

2 「指導監査調整会議」及び「県市連絡会議」に必要な事項は別に定める。

(実施要領)

第 13 条 指導監査の実施については、この要綱に定めるもののほか、「社会福祉法人等指導監査実施要領」に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 改正後の要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 改正後の要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 改正後の要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。
- 8 改正後の要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 改正後の要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 改正後の要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 改正後の要綱は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。
- 16 改正後の要綱は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

- 17 改正後の要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 18 改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 19 改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 20 改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 21 改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 22 改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

1 生活保護法 関係	救護施設
2 老人福祉法 関係	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム
3 児童福祉法 関係	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター
4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 関係	幼保連携型認定こども園
5 身体障害者福祉法 関係	視聴覚障害者情報提供施設
6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 関係	障害者支援施設
7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 関係	女性自立支援施設
8 社会福祉法 関係	社会福祉法人 社会福祉連携推進法人